

## 平成28年度 指定管理業務 事業評価書

施設名	新堰公園
施設所管課名	都市整備課
指定管理者名	新堰公園管理組合
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間のうち1年目）
利用料金制	<input type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input checked="" type="checkbox"/> なし ※「一部導入」は利用料金制を導入しているが指定管理料を支出している施設

### 1 施設の概要

施設の所在地	袖ヶ浦市蔵波1002番地3
施設の設置目的	良好な自然的環境を保全、創出し、市民に憩いと安らぎの場を提供すると共に、都市の防災機能の向上等を図ることを目的とする。
指定管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新堰公園の施設の運営に関すること。</li> <li>・新堰公園の施設・設備の維持管理に関すること。</li> <li>・自主事業の運営に関すること。</li> <li>・その他新堰公園指定管理者業務仕様書のとおり施設の管理運営上必要な業務 自己評価の実施 指定期間終了における引継業務など</li> </ul>

### 2 利用状況

(単位：千円)

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
開館日数	365	365	100.0%	366	99.7%
施設利用者数	—	—	—	—	—
施設稼働率	—	—	—	—	—
事業開催数	7	7	100.0%	7	100.0%

### 3 施設の経営状況

(単位：千円)

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
指定管理料	3,888	3,888	100.0%	3,556	109.3%
面積当たり管理コスト	0.20	0.20	99.5%	0.18	109.4%
面積当たり自治体負担コスト	0.20	0.20	100.0%	0.18	109.3%

面積 19566㎡

# [ 評価結果 ]

評価項目	評価基準	自己評価	所管課評価
<b>I 履行の確認</b>			
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1) 職員配置	基準に基づき、適切な人員配置がされたか	A	B
(2) 職員研修	業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	B	B
(3) 利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	B	B
2 利用者に関する業務			
(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適切な水準であるか	-	-
(2) 利用[使用]料金	利用料金の設定、利用[使用]料金の徴収・減免・還付の手続きは適切であるか	-	-
3 保守点検並びに清掃等業務等			
(1) 保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか	A	B
(2) 清掃業務・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか	A	B
(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	A	B
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	A	B
4 事業の実施に関する業務			
(1) 指定事業	基準に基づく事業が適切に行われたか	A	B
(2) 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか	B	B
5 個人情報の取扱	個人情報の取扱いが適正に行われたか	B	B
<b>I の総括</b>	<b>当該施設評価項目数</b> 《標準評価項目数 12本》	<b>10本</b>	A B
<b>* 指定管理者の自己評価</b>	風致公園として地域の皆様に愛される公園を目指し、組合員一丸となって施設の良好な維持運営に努めた。		
<b>* 施設所管課の評価</b>	除草・剪定・清掃等の維持管理業務については、仕様書に基づき適切に実施された。		
<b>II サービスの質の評価</b>			
1 利用者満足度	利用者アンケートを実施し、その結果は妥当であるか	B	B
2 維持管理業務 (清掃、備品等の維持管理)	日常清掃業務や衛生管理は適正であるか 備品などの設備の維持管理は適正であるか	A	B
3 運営業務 (貸出状況、接客対応等)	備品の貸出状況や消耗品等の補充状況は適切であるか 利用許可など利用者への接客対応は適切であるか	B	B
4 指定・自主事業(事業内容の質)	実施された事業内容は、質の高いものであったか	B	B
<b>II の総括</b>	<b>当該施設評価項目数</b> 《標準評価項目数 4本》	<b>4本</b>	B B
<b>* 指定管理者の自己評価</b>	一部の未完成ではあるが、新堰を囲むように樹林地が広がり、豊かで良好な自然環境を有す風致公園として、近隣住民の憩いの場としての管理に努めた。		
<b>* 施設所管課の評価</b>	自然環境を生かした公園であるが、樹木の剪定や枯れ木の伐採など利用者の安全確保のための管理が適正にされている。		

総合評価		I・II を合わせた総合評価	自己評価	所管課評価
			A	B
総合評価に係る 総括意見	指定管理者	市内唯一の風致公園であることから、市の財産として市民に親しまれるよう魅力である良好な自然環境保護のための管理に重点を置き実施した。		
	施設所管課	仕様に基づいた管理が適正に実施されている。また、自主事業についても公園の特色を生かした内容であり、地元との連携をとりながら実施されている。		
その他特記事項 (成果・改善等)	指定管理者	良好な自然環境を生かし、桜祭りや小学生や幼稚園児を対象とした農業・収穫体験を実施し、地域行事に併せて広報活動を行い利用者の拡大に努めた。		
	施設所管課	組合員の高齢化対策及び各種報告書の内容充実を期待する。また、アンケート調査等を実施し、利用者の満足度や要望等を聞くことにより、施設の更なる魅力向上に繋げてもらいたい。		

### 《評価区分》

①評価基準	A (優良) = 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である B (良好) = 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である C (課題含) = 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある D (要改善) = 協定書等の基準が遵守しておらず、改善の必要な内容である
②総括	A (優良) = 評価基準がすべてB以上であり、かつAが過半数以上である B (良好) = 評価基準がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である C (課題含) = 評価基準がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている
③総合評価	A (優良) = 総括がすべてB以上であり、かつAが1つ以上である B (良好) = 総括がすべてB以上である C (課題含) = 総括がすべてC以上である D (要改善) = 評価基準にDが含まれている